

平成28年4月27日

各位

株式会社北陸銀行

「ジュニアNISAキャンペーン」実施について

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）は、平成28年5月2日からジュニアNISA取引を行っていただいたお客さま向けのキャンペーンを実施いたしますので、お知らせいたします。

本キャンペーンは、所定の条件でジュニアNISA取引を行っていただく「未成年者さま」を被保険者とする「交通傷害保険」を提供するもので、お子さまの未来と安心をサポートするキャンペーンとなっております。

北陸銀行では、今後ともお客さまの資産運用のお役に立てるよう、サービスの充実に努めてまいります。

記

項目	内容
実施期間	平成28年5月2日(月)～平成29年4月28日(金)
対象先	期間中、ジュニアNISA口座にて 《対象先 ①》株式投資信託を20万円以上購入いただいた口座開設者さま本人（未成年者さま） 《対象先 ②》月々1万円以上の積立型投資信託契約をお申込みされ、初回引き落としが確認できた口座開設者さま本人（未成年者さま）
特典 (補償内容)	交通傷害保険 個人賠償責任危険担保特約付帯 (「交通傷害保険」は、交通事故等により死亡された場合、また交通事故により他人にケガをさせたときに支払いされる保険) 【保険契約者】 当行 【保険料負担】 当行が負担いたします 【被保険者】 口座開設者本人さま 【日常生活の個人賠償補償】 1,000万円 【交通事故による死亡・後遺傷害保険金】 3万円 【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 【保険代理店】 堤商事株式会社
補償期間	《対象先 ①》株式投資信託購入日の翌月1日から1年間 《対象先 ②》積立型投資信託の初回引き落とし日の翌月1日から1年間
補償継続条件	以下の補償継続条件を満たした場合、補償期間は1年延長します。 (以降、毎年同様の取扱。最大8年間の補償) 《対象先 ①》補償期間中に、新たに対象となる取引が確認できた場合 《対象先 ②》積立型投資信託は初回振替日から1年応答月に引き落としが確認できた場合

【本件に関する照会先】

営業推進部 リテール推進室

金融商品推進G

TEL 076-423-7111

投資信託に関する留意点

●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は、元本・分配金が保証された商品ではありません。●投資信託は、次の要因によりお受取額が投資元本を下回ることがあります。◎組み入れ有価証券（株式・債券等）等の値動き（価格変動リスク）があります。◎組み入れ有価証券（株式・債券等）等の発行者の信用状態の悪化によるリスク（信用リスク） 国情・財務状況等の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によるリスク（カントリーリスク）があります。◎外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動によるリスク（為替変動リスク）があります。《詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。》●投資信託のお申し込みにあたっては、当行所定の申込手数料がかかるほか、保有期間中には信託報酬がかかります。また一部ファンドには、換金時に信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。●お申込手数料は、お申込金額（1口あたりの基準価額×お申込口数）に対しての料率です。お支払総額は、お申込金額にお申込手数料額および手数料金額に係る消費税相当額を加えた金額です。●信託財産留保額は、基準価額に各ファンド所定の料率を乗じて計算されます。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。●一部のファンドには、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。●お申込手数料・信託報酬等は銘柄によって異なり、またお客さまの負担となる手数料等の合計額は、お客さまの運用期間等によって異なるため、事前に表示することはできません。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●北陸銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は設定・運用を投信会社が行う商品です。●お申し込みの際は、購入されるファンドの最新の目論見書および目論見書補完書面等をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目論見書等は北陸銀行の本支店等にご用意しております。

ジュニアNISAに関する留意点

●北陸銀行でのジュニアNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。●NISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●ジュニアNISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。●ジュニアNISA口座開設後は金融機関の変更はできません。●日本にお住まいの0歳以上19歳以下（口座開設年の1月1日において20歳未満および口座開設年に出生した方）の未成年の方が口座を開設できます。●口座開設者が18歳になるまで（3月31日時点で18歳である年の1月1日以降）は、災害等やむを得ない場合を除き、非課税で払い出すことができません。払い出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。●ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者本人の原則法定代理人（親権者等）に限定されます。●本留意点は、平成27年11月末時点における法令等に基づき作成しており、今後変更となる場合があります。

株式会社北陸銀行 登録金融機関：北陸財務局長（登金）第3号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

以上